

会 議 記 録

会議名称	平成 25 年度第 6 回 杉並区行政経営懇談会
日 時	平成 25 年 12 月 12 日 (木) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 02 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	<p>【委員】 牛山、菊地、小杉、七松、西川、沼尾</p> <p>【区側】 政策経営部長、施設再編・整備担当部長、企画課長、行政管理担当課長、財政課長、総務課長、経理課長、区民生活部管理課長、地域課長、都市計画課長、環境課長、児童青少年課長、施設再編・整備担当課長、生涯学習推進課長、スポーツ振興課長、保健福祉部管理課長、営繕課長、庶務課長、学校支援課長、学校整備課長、保育施設担当課長、福祉事務所長、高齢者施策課長、住宅課長、みどり公園課長、交通対策課長、</p>
配布資料	<p>資料 25 杉並区区立施設再編整備計画 (素案) 概要版</p> <p>資料 26 杉並区区立施設再編整備計画 (素案)</p> <p>資料 27 杉並区区立施設再編整備計画広報すぎなみ (特集号) 個別施設の再編についてご説明します (Q & A)</p> <p>資料 28 使用料等の見直しについて (素案) の概要</p> <p>資料 29 使用料等の見直しについて (素案)</p> <p>資料 30 使用料等の見直しについて疑問・質問にお答えします (Q & A)</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 「杉並区区立施設再編整備計画 (素案) 」について</p> <p>(2) 使用料等の見直し (素案) について</p> <p>3 その他 (連絡事項等)</p> <p>4 閉 会</p>

会長 定刻となりましたので、第6回杉並区行政経営懇談会を開催いたします。

前回はご提示いただきました区立施設の再編整備計画、使用料等の見直しについては、この間、区議会の説明でございますとか、あるいは複数回にわたる地域説明会、また区民意見交換会、アンケート調査などを実施され、幅広い区民意見の聞き取りに行政としては努めてこられたと伺っております。本日はこの2つの案件について、大きく方向性が修正された点などを中心にして、まずは区側のご説明を受け、意見交換をしていきたいと思っております。それではまず、本日の配付資料の確認と事務連絡等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

行政管理担当課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

次第の下の方に資料25から30まで記載がございます。

まず、一番上の次第の下に概要版の施設再編整備計画、それから本体の素案冊子です。その下に広報すぎなみ、これは杉並区立施設再編整備計画の特別号でございます。その下に使用料等の見直し素案の概要、そして、使用料等の見直し素案冊子でございます。一番下に使用料等の見直しについてのQ&Aがついてございます。過不足はございませんでしょうか。

本日は 委員がご欠席でございます。事前に私どもが本日の議題に対するご意見を頂戴しております。各議題の説明が終わった段階で、そのご意見についてご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは、早速、議事に入っていきます。テーマごとに区からご説明をいただきまして、意見交換を行ってきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、区立施設の再編整備計画について、前回からの修正点等につきまして区からご説明をお願いいたします。

施設再編・整備担当課長 主に、お配りした区立施設再編整備計画第一期の概要版を使って説明をさせていただきます、その後本編をいくつかご説明させていただきます。

概要版でございますけれども、9月に一旦「中間のまとめ」案を作成して、その後の様々なご意見等を受けまして、今回の素案と実施プランにまとめております。

今回の区立施設再編整備計画第一期の素案でございますけれども、まず、第1章としまして「区立施設を取り巻く状況」、なぜ今再編が必要なのかということで、前回もご説明させていただきましたけれども、施設の現状ですとか、財政負担についてまとめさせてい

ただいております。

ご承知のように、24年度末現在で区の施設の約50%が老朽化をしまして、今後10年、20年たっていきますと、どんどんその比率が増えていくということがございます。また、これを現状のままで改築等をしていきますと、2,779億の膨大な費用が掛かるということがございます。

今回、計画の中の資料としまして、杉並区の人口推計、こちらは国立社会保障・人口問題研究所の資料ですけれども、2040年にはどうなるかということをお示ししてございます。こうした人口減少、人口の構成割合等が変わっていく中で、施設の改築、改修の負担をしていくのは大変という現状がございますので、こういったことを区民の皆様にもお示ししてきているところでございます。

2点目としまして、「時代の変化に応じた区民ニーズへの対応」ということで、ご承知のとおり少子高齢化の進展で、人口構造の変化、利用の状況がいろんな施設で設立当初と比べて変わってきておりまして、女性の社会進出による保育需要、学童の需要や、一方で高齢化の一層の進展がございますので、高齢者の施設、特別養護老人ホーム等の整備も急務であるということがございます。また、児童・生徒数は減っておりますので、学校の施設の有効活用等も求められてきておりますので、こういった地域の児童館ですとか学校、ゆうゆう館、集会施設等を大幅に見直しして再編していきたいと考えております。需要に対して不足するところを見直ししまして、十分に活用されていない施設は状況の変化を踏まえて、区民の共通財産を有効活用していこうということを1でまとめてございます。

次に、2ページの「計画の基本的な考え方」のところで、「基本方針」としまして8つに取りまとめてございます。前回説明したところと大きく変わっているところとしまして、1点目の「施設設置基準の見直し」がございまして、こちらは「7地域の継承と46地区の基準の転換」で、前回説明では、46地区を基準にして、ベースにしてということで申し上げておりましたが、検討を進める中で、46地区といいますとほぼ小学校区になりますけれども、小学校区にしても学校の統廃合で見直しが必要になってくる。施設の配置についても、地区をもとに配置されているものもなかなか均等になっているわけではないような状況もございまして、大きく7つの地域の中でどのぐらいの施設が必要かという見直しをしていこうということで、1点目で示してございます。

2点目は、「複合化・多機能化等による効率化」をより一層推進していくことで、施設

運営の効率化で生み出された財政効果を新たな需要に充てていくということでございます。

それから3点目、「学校施設と学校跡地の有効活用」は、学校は地域で一番大きな公共施設ですので、こういった公共空間としての機能を拡充する観点から、学童クラブ、小学生の放課後等居場所事業につきまして、施設の複合化・多機能化を進めていく上で、既存校の余裕教室、敷地の活用も含めて推進をしていく。改築のときには規模も含めてスリム化を図っていくということでございます。また、統合に伴う学校の跡地については、災害対策ですとか、まちづくりの視点などから有効活用を図っていく。全区的な需要と地域の活性化等、両方の視点から取り組んでいきたいということでございます。

4つ目が「児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開」でございまして、児童館は0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置をしておりますが、この0歳から18歳までの事業を現在の限られた施設のスペースの中で展開していくのは限界が来ており、そこに加えまして「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が平成27年度に見込まれております。これに向けまして、各種の子育て支援サービスに関する利用相談ですとか、新たな地域拠点も整備をしていかなければならないということがございます。こういったことをあわせまして、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを段階的に継承して充実を図っていく方向で打ち出しております。

それから、「ゆうゆう館の再編」でございます。ゆうゆう館は高齢者の方を対象にした施設ですけれども、保育園併設の施設につきましては、保育需要への対応ということで保育施設への転用を図りますが、将来的には高齢者だけではなくて、幅広い世代の方が利用できる施設へと転用・再編を進めていきたいと考えてございます。また、再編に当たりましては、身近なところで高齢者の方が利用できるように、地域のバランス等も配慮して、ゆうゆう館の機能と役割は継承していきたいということでございます。

それから、6つ目が「地域コミュニティ施設の再編」でございます。7つの地域をベースにして再編を進めていきますけれども、7つの地域に1か所ずつ地域区民センターがございまして、これを基本的に拠点と位置づけまして、そのほかの区民集会所や区民会館、先ほどのゆうゆう館、一部の児童館等を対象としまして、それぞれの地域にどのぐらいの施設の配置があれば、小さなお子さんから高齢者の方までご利用いただけるのかというところを地域ごとに検証しながら進めていきたいと考えております。

7点目は「緊急性の高い施設の優先整備」でございます。区民の安全・安心を確保する

ために、老朽化や耐震性の課題によって、更新の緊急性の高いものについては優先的に再編・整備を進めていくことと、当分の間、需要が増加すると見込んでおります保育施設、高齢化の進展に伴う特別養護老人ホーム等の需要の増加、こういったことに優先的に対応いたします。

もう一つ大きな点としまして、「国や東京都、他自治体等との連携」というのが8つ目の指針でございます。こちらは、特別養護老人ホーム、保育施設をはじめとして、新たな施設を整備する際に区有施設だけではなくて、国や東京都の用地も含めまして、連携をして活用していきたいということでございます。

次に3ページ、「対象とする区立施設」でございますけれども、道路や橋のインフラを除くほぼ全体の施設ということで、記載のとおりでございます。

今回は第一期の計画としまして、将来を見込んでの計画で、平成26年度から総合計画の終期に当たる平成33年度までを計画期間としております。この中で緊急性の高い施設として、平成26年度から重点的に取り組むものとして、耐震性に課題のある杉並会館や、産業商工会館、保育・高齢者施設への対応、利便性の向上と施設配置の適正化等々記載してございます。また、この計画を具体的に進めていく取組として、第一次実施プランを平成26年度から平成30年度までの5年間で定めてございます。

第一次実施プランでは、先ほどの優先的整備を計画的に進めていくと同時に、国と東京都の連携による公有地の活用も精力的に進めていくことを基本的な考え方としております。

実施プランの2点目でございますけれども、「国との連携による新たな取組」として、今回1つ大きな柱として打ち出しております、区の複合施設である「あんさんぶる荻窪」と、荻窪税務署と隣接する国家公務員宿舎の用地を財産交換を前提として今後国と具体的な協議を進めていくこととしてございます。

4ページをご覧ください。「再編整備の方向性と具体的な取組」として、保育施設以下、特別養護老人ホーム等、学校施設等から民営化の宿泊施設等まで記載をしてございます。

いくつか内容を紹介しますと、特別養護老人ホーム等については、旧永福南小学校の既存校舎を特別養護老人ホームへ転用するとか、現在の大宮前体育館廃止後の跡地を認知症高齢者のグループホーム等に整備をしていくことで考えております。それから、先ほどの荻窪税務署等用地の交換を前提とした協議ということがございます。

学校の施設につきましては、築56年になる杉並第一小学校の老朽改築について、耐震

上課題があります産業商工会館、杉並会館、近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を図ってまいりたいと考えております。

学童クラブや小学生の放課後等事業の小学校内での実施、旧若杉小学校や統合後の新泉小学校の跡地については防災スペースを確保するなど、地域のまちづくりに役立つ活用を考えていきたい。それから、旧若杉小学校の跡地につきましては、子育て支援等を視野に入れた本格活用を検討していく考えでございます。

5 ページの児童館・学童クラブにつきまして、こちらは子ども・子育て新制度への対応ということもございませけれども、「ゆうキッズ」事業と児童館の事業を新たな形で継承していくことと、地域の子育て支援拠点として新しい「(仮称)子どもセンター」を平成27年度の新制度の本格実施に向けて整備をしていく考えでございます。

それでは、本編を少し紹介したいと思いますので、本編の13ページをご覧ください。

こちらは実施プランの部分でございますが、先ほどの国との連携による取組ということで、あんさんぶる荻窪との財産交換について、荻窪税務署等用地を活用することで相当数の定員を確保できる大規模な特別養護老人ホームの整備をしていきたいと考えております。

こちらの施設は、スケールメリットを生かすとともに、在宅療養が困難となった場合の医療的なケアが可能な体制ですとか、地域包括ケアのバックアップ機能を備えた特色のある施設にしていきたいと考えてございます。

また、現在、あんさんぶる荻窪に入っております区の施設につきましては、荻窪税務署等跡地に複合施設として移転をし、就労支援センターと福祉事務所の機能等を集約しまして、若者の生活相談や就労支援や総合的な福祉支援、サービスの提供と機能強化を図るといって考えていきたい。こういった地域福祉の向上に資する活用を様々検討しまして、地域のまちづくりにも寄与するような取組をしていきたいと考えてございます。

17 ページをご覧ください。その他、具体的スケジュール例として、保育施設の計画的な整備ということで、平成26年度から平成30年度までの、遊び場を活用した施設の整備ですとか、国有地等を活用した老朽改築等の計画を記載してございます。こちらは5年間の計画で、約370名程度の定員を拡大いたします。このように、実施スケジュールのところに各施設の具体的取組を記載しております。

資料としまして、58ページ以降に主な施設の現状等と、60ページ、61ページ等、改築費用の具体的なデータや、財政効果の試算等を載せてございます。63ページには、試算

でございますが今後 30 年間の財政収支の傾向分析を記載しております。

私からは以上でございます。

行政管理担当課長 それでは、事務局から本日も欠席の 委員から事前にいただきましたご意見を報告させていただきます。

まず 1 番目、まちづくりについて。杉並区のコアとなる地域はおそらく荻窪だろうと思うが、北口、南口ともに拠点性を発揮するのが困難な地域である。空間的には阿佐ヶ谷の方が中心となり得るように思う。西荻は都市計画で東京都が都市計画道路を直線ではなくクランクの形で設定したが、その論理性がなく、実現性に乏しい。5 年ほど前に東京都で見直しの委員会があったが、その後、動きはない。実現性がない都市道路計画はない方がいいのではないか。

地域コミュニティ施設について。杉並区は住宅都市であり、戸建てが多く、核となるコアがない。地域のコア施設は拠点性、めりはりを持たせる必要がある。今の若者に支持されている地域として、下北沢、高円寺、明大前がある。下北沢は本多劇場など魅力ある民間施設が豊富。高円寺には座・高円寺があり、この施設はよい。ただ、地域の魅力ある施設が座・高円寺のみで終わってしまっていて残念。まちづくりを考えていくべき。

学校について。21 世紀の都市像は「コンパクトシティ」いわゆるエコの考え方、ガソリン使用を減らす考え方と、「創造都市」ヨーロッパ発のソフト面の話が、まちづくりのコンセプトになる。学校は地域最大の公共施設であり、複合化はまちづくりのきっかけにもなる。安易な転用ではなく、跡地の活用や再利用をまちづくりの大きなチャンスと捉えて考えるべき。学校の複合化がまちを変えていく。学校の活用は大切である。以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの区側からの説明と、 委員のご意見も参考にさせていただいて、意見交換をしていきたいと思えます。

ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

委員 この案につきまして議会とか区民の方々の意見を聴取されたということですが、その反応といたしますか、どのような意見等があったかお聞かせいただければと思います。

施設再編・整備担当課長 まず、9 月に中間のまとめをお出ししたときに、その時点で実施のスケジュールや資料等がついていない状態でしたが、今回、一番様々なご意見をいただいたのはやはり児童館の再編です。そのときに施設として児童館を廃止すると打ち出

していただきましたので、急に全部児童館がなくなるのかということではいろいろご意見もいただいたところでは。

それから、地域の施設を再編していく際に、小さなお子さん連れの親子ですとか、高齢化が進んでいて、高齢者の方がやはり地域に増えるというときに、そういう方たちが使えるような身近なところに施設をちゃんと配置して残してくれるのかとか、そういったご意見はいろいろいただいております。

委員 私自身はいいプランをつくっていただいたと思うんですが、では、区民の方は、総枠、総論としてはご理解いただいている、そのような感触なんでしょうか。

施設再編・整備担当課長 施設の状況ですとか、なぜ必要かという全体の基本的な考え方についてはおおむねご理解はいただけていると思いますが、ただ、身近なご自分がふだん使っている施設がなくなるんじゃないかとか、どこかに移されるんじゃないかということになりますと、「こういうふうになっていきます」という丁寧な説明、絵柄がないと皆さんご心配かなという印象は持っております。

会長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員 この再編について区民の方々に大変丁寧に説明を行いながら案を固めておられると感じました。そのうえで、ちょっと幾つか教えてください。

まず、確かにこれからの人口構造や財政状況を見据えて施設の再編をするということで、保育施設に関して充実・整備を行っていくということなんですけれども、保育はある意味非常に費用が掛かる世界であって、63 ページに財政見通しを出しておられるんですけれども、この社会保障関連経費というのは、こうした保育の施設が増えたことに対する需要増も全部含めたもので試算しておられるのかというのが一つ。

もう一つは、おそらくこれが出た時期はまだまとまっていなかったと思うんですけれども、法人住民税の国税化の議論が出てきていて、都と特別区からすると、地方法人税に係る非常に重要な部分の財源が国に持っていかれる可能性がある。そうすると、本当に都と特別区にとっては非常に厳しい財政になる可能性があると思うんですけれども、そのあたりのところでこの試算に関して改めて今後の財政見通しを考えられているのか、今後考えるご予定があるのかということですね。それが二つ目です。

あともう一点なんですけれども、この計画で地域包括支援センターの話が出てきていないんですが、これは何か民間がやっていることなのか、あるいはこのゆうゆう館などにそ

れぞれ入っているということで、区立施設と地域包括支援センターがどういう兼ね合いになっているのかというところがちょっとわからなかったので、その点を教えていただければと思います。

会長 三点についてお願いいたします。

財政課長 最初に、63 ページの社会保障関連経費の中に今後の保育需要を見ているかということなんですが、これは平成 24 年度の決算をベースに人口の変化だけを見てやっております。今後の需要というのは不確定な要素、かなり変動要素が大きいものですから、単純に平成 24 年度決算ベースに、人口変化で見ていったという表でございます。

地方法人税の国税化の問題ですが、63 ページの上の表、特別区財政交付金に大きな影響を与えてくるものと考えております。こちらの方も都区財調を含めいろんな算定によって変動はするんですけども、そこを見るのもなかなか難しいものですから、24 年度決算ベースで、東京都全体の中での杉並区が持っている財調交付金のウエートを一応人口比という物差しで、経年を追っていった形のものでございます。なるべく現時点での今後の施設を何もしなかった場合の様子を区民の方にわかりやすくするために、変動要素は避けて、単純な人口の変動だけを示したものという形でございます。

政策経営部長 少し補足させていただきますと、ここは今後 30 年間の財政収支の傾向分析ということで、平成 55 年度までの財政計画を示せるんじゃないかとか、示すべきじゃないかというご意見もあろうかと思うんですね。ただ、それは財政課長がお話ししましたけれども、そこは変動要因が多過ぎるということで、実は経済成長も見込んでおりません。何%で見込むかということも考えましたが、一応ゼロで、あくまでも人口の推移だけで算定したということです。

社会保障関連費も、もう少し細かいことを申し上げれば、例えば高齢者の福祉費については高齢者人口の伸びで見たとか、児童関係の福祉費は児童の年少人口の伸びで見たと。それ以外の福祉費は人口全体の伸びで見たというようなことは、そのあたりは考えていますけれども、それ以外の要素は考えていないということです。

それから、法人住民税の国税化については、当然、非常に大きな関心を持っております。

ここでは当然算定はしていないんですけども、直ちに来年度の予算編成に影響してくる問題ですから、これは重大な関心を持って注視していきたいと思っております。

高齢者施策課長 地域包括支援センターと施設の関係についてお答えいたします。

地域包括支援センターは区内に 20 か所ございますが、集会施設で 4~5 か所ほど同じ建物を使っているところがございます。それ以外は特別養護老人ホームや老人保健施設など、地域包括支援センター業務を受託している法人の施設の中で地域包括支援センターの窓口を設置しているところや民間のオフィスビルの一室を借りて行っているところもあります。

委員 今、保育所のニーズは高まっているので、かなり充実していかなければいけないという声に対応した形での再編を挙げておられるのだと思うんですけども、一旦それをつくってしまって定員を確保すると、経常経費が硬直化するところもあって、その財政見通しとの兼ね合いで、受益と負担をどうしていくのかを問うていくことが大変大事かなと。もちろん必要なサービスはやらなければいけないわけですけども、財源の話もあるので、逆にちょっと心配になったところもあり、そこは慎重に試算していくことも大事ではないかなと感じました。

それから、高齢者の支援で、これから地域包括支援センターの機能や役割はすごく大きいと思うんですけども、その配置とゆうゆう館などの配置が高齢者に対してどうバランスがとれているのかなと。どういうことかと言うと、今、地域包括自体が本当に単純な介護のことだけではなく、高齢者の幅広いよろず相談みたいなものを受け入れるという形で活用している自治体も随分増えてきて、これからおそらく杉並区でも単身高齢者の方がもの凄く増えてくるとなると、それをどこがどうケアして見守るのかということも含めて、地域包括支援センターの役割も大きくなってくるんじゃないかなと思うんです。

そういった担い手の話と立地の話を組み合わせた議論が必要なのかなと思ったんですが、この計画を見た限りでよくわからなかったので、その施設整備、立地のプロットの話とどうかみ合っているのかというところが気になった部分です。

施設再編・整備担当部長 施設再編のきっかけは、施設改修で今後 2,800 億円ぐらい改築費が掛かるというものでした。今、委員がおっしゃっている地域包括ケアというのは、在宅でどう地域で見守っていくかという話と、今回の再編とは入口論がちょっと違っていたんですね。

今お話があったゆうゆう館は、どちらかといえば元気高齢者といいますか、地域でそこに行って、1 日いろいろな趣味をやったりサービスを受けられるということですので、施設の対象自体が高齢者同士のコミュニティ施設なんです。それをどうするかという話がこの再編の入口論でございます。その中で、コミュニティ施設とゆうゆう館の高齢者専門の

施設をどう複合化して効率的に施設を運営していくかという視点でございますので、結論から言うと直接リンクはしていない、そこまでの検討はしてございません。

委員 わかりました。

会長 非常に大事なご指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

委員 今の話で、人口構成の割合の記述を見て思っていたのが、前期高齢者と後期高齢者、あるいは超後期の 85 歳以上とかを細かく分けた形で議論しなければいけないんじゃないかなと思っていました。この高齢者人口 65 歳以上という捉え方だけでいいのか、これからの議論だともうちょっと高齢者を細分化した議論を少し提示した方が、ゆうゆう館がなぜ必要なのかという話と地域包括支援センターをどうするかという話がわかりやすくなると思うんです。多分、団塊の世代がどの段階に来たかでかなり需要が変わるので、その辺がわかるような議論の方がいいかなと思いました。

会長 ありがとうございます。その点は何かございますか。

施設再編・整備担当課長 ゆうゆう館の利用状況とかを見るデータでは、それこそ 80 歳以上の方とか、年齢別のデータもありますので、利用する方がどの部分が多くて、そうでない方たちはどういうところを利用されているのかという分析も、もう少し必要なというのは認識してございます。

会長 より現状に対応した緻密な分析ということですよ。 **委員**、いかがでしょうか。

委員 2 つお伺いします。このカラー冊子の 4 ページ目の 2 と 3 についてなんですが、1 つは、特別養護老人ホームを整備することなんですけれども、こういう施設を杉並区内につくることはとても割高な感じがします。もちろん他団体に押しつけることは難しい話であることは存じ上げているんですが、費用対効果を考えると、例えば高尾あたりに広大な土地を買った方が効率的という気がしてならないんですが、そういうことはどのように選択なさったのかという話が 1 つです。ただ単にお聞きしたいという点です。

2 つ目は学校施設です。老朽化した施設を建て替えるということなんですけれども、今般、総務省が公有財産の除却に関して地方債を手当てし、おそらく交付税もつきそうな感じなんです。こういうことを考えると、無理やり新しく箱物を大きく作り直すよりは、むしろ平地として残し、素直に除却だけをするというのも 1 つ考え方としてあるかと思うんですけれども、この点についてどのようなご判断があったのか、お話をいただきたいと思い

ます。

高齢者施策課長 特別養護老人ホームの件でございます。施設整備の担当課長がいませんけれども。実は既に2,000人の方が申し込んでおられて、そのうち緊急性の高いAランクと判定している方が1,000人いらっしゃいます。今現在、区内で施設整備できているのが約1,000床ぐらいなんですけど、その1,000人の緊急性の高い方はどこに行っていられるかというところ、大体病院とか、結果的には介護のケアが余り十分受けられないような方も結構いらっしゃいます。

そういった中で、やはり区内で過ごしたいという方が多いですので、区内に施設を優先的につくっていくということで、総合計画でも10年間で1,000床整備するという計画を立てているところでございます。

委員 南伊豆に……。

高齢者施策課長 当然、区内で整備することが一番の基本でございますが、そうはいっても、区内には土地がなかなかないというところがありまして、南伊豆は選択肢の1つという考え方でございます。

委員 いや、南伊豆はだめですよ。ここから近くで通えるところにしなくちゃいけないので。中央線1本、僕が高尾といったのは結構それなりにセンスがあるんです。

会長 じゃ、だめといわれると、もう……。

委員 ああ、だめというのはそういう意味じゃなくて。すみません。

施設再編・整備担当部長 学校の方ですが、確かに子どもが減っているのでクラス数が減ってきて、教育に支障が出ている学校については統廃合をやっていかなければいけない。ただ、統廃合については今回の再編とは別に、教育委員会できちっと計画を立てるといった区分けをしてございます。

統廃合の計画は教育委員会ですが、統廃合をやった後の跡地の活用についてはこの再編の中でどうするかということなんですけど、安全なまちづくりなどの地域貢献の視点、杉並区全体の行政需要でどうそこを活用するか、2つの視点から決めていかなければいけないということです。なぜかといいますと、繰り返しになりますが、杉並区のような住宅密集地とか、地価がこれだけ高いエリアで、学校の跡地の6,000平米なり7,000平米クラスの土地はなかなか出てこない。まとまった土地の活用というのは、どういうふうを活用するかというのは慎重にやっていかなければいけない。

ただ、今回の再編の中で、特に跡地について特別養護老人ホームを充てるというのは大きいんですけども、やはりスケールメリットですね。民間が特養をつくっても、ある程度の人数が入らないと事業者が集まりませんので、規模のスケールメリットを生かすためと、安全なまちづくりで空地をとるということがやはり地域の皆さんの要望が強いものですから、そういう全体的な要望と地域の要望をあわせると、ある程度活用策は限定して慎重に検討していくということです。だから、すぐに売るとか売らないというのはよく検討しなければいけないかなと思っています。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 前回に比べて非常に一気に具体的な案が出てきたなという印象でございます。こういった施設というのは、そこで利用されている方が1人でもいる場合には、その人にとっては必ず必要な施設だと思うんですね。ですので、施設の廃止や再編というのは極めて難しい問題だと認識しております。

そうであるがこそ、しっかりとした基本方針をつくるのが大事なのかなと。基本的には、基本方針というものは区民ニーズに的確に応え、杉並の確かな未来をつくり出すという言葉に集約されていると思うんですが、この素案、実施プランの基本指針があっさりしているな、一気に具体論に入っているという印象があります。個々の施設の再編でもめたときに戻る本則が基本指針で、それがしっかりしていると前に進むと思うんですね。

私も幾つか他の自治体の施設再編にかかわっておりますけれども、相当慎重に基本指針だけでも時間をかけてつくっている。その後、今回のような具体的な施設再編の計画をつくっていく。杉並区の場合は、分量も含めて具体論から一気に入っているような印象を持ちました。

それとの関連での次の施設使用料の話でもあるんですけども、前回ご説明いただいた後に大きく変わった点は、消費税の増税が確実になったことですね。例えば5%の予測の差が確実に出てくると。それを20年掛けると、予測値よりも経費の見積もりは確実に2倍になるということがわかってくる。おそらく次のお話でも議論になると思いますが、そのあたりの見通しを改めて見直さないといけないのかなということでございます。

例えば秦野市などのように3割減らすということを出して、全体の枠というものを決めた上で、リーディング・プロジェクトのようなものを立ち上げる。杉並区の場合には、国有地との財産交換がそれに当たるとは思いますが、シンボル事業を同時に行っていく

ことがおそらく大事なのであろうと。

ただ、その場合に、基本指針のお話をしましたけれども、ここに例えば第一期という書き方になっているんですが、一体何期まであるのかなと。つまり、全体の絵が見えない中で、将来のビジョンという言い方をしたらいいのか、この再編計画が落ちつく先がどこになるのかなというのが、第一期があったら第二期はあるであろうということは想像できるんですけども、終点のあたりがやや見えないのかなと。それは中長期にわたってこういった作業を行っていくわけですけども、例えばこれから杉並で家を買うことを考えている人にとっては極めて重要な情報の提供になると思うんですね。そういう意味で、基本指針の中でももう少し全体像がはっきりする必要があるかと思っております。

その観点で、61 ページの改築・改修経費の施設別の内訳で、30 年間で 2,700 億円掛かりますと。現状、平均で年間 50 億円掛かっていますよと。逆にいいますと、30 年間で掛けられる経費が 1,500 億円、収支の差額が 1,200 億円の差が出てくる。その 1,200 億円をどうやって埋めるかということが、30 年間で仮に施設の面積を 1 割減らすと 900 億円、残りの 300 億円については違う形で何とか帳尻を合わせましょうということをおそらく想定されていると思うんですね。そういう意味では 10% という数字は、秦野市で 3 割ですとか、20% という数字で出ている他区市に比べますと、全体の面積に関して 10% というのはそんなに大変な数字ではないと理解をしております。

ただ、その財政効果の試算が、先ほど申し上げた施設維持費の削減等々、これは例えば工事価格が平成 25 年度のものを単純に 30 年間と見ているものであるですとか、先ほど申し上げた消費税の増税、施設経費、かかる削減効果がこの見込みよりも減ることになるといって、テクニカルなことを申し上げますと、総務省モデルの長寿命化の 60 年を織り込んでいるかどうかですとか、そのあたりがここからはわからないところがたくさんあるなということ。感想みたいになってしまいますが、申し上げたことで何かご説明いただけることがありましたらお願いいたします。

施設再編・整備担当部長 60 ページの今後の必要経費なんですけれども、委員がおっしゃったとおり、通常、今まで公共施設は大体 50 年で減価償却していたんです。前回もご説明しましたけれども、施設白書で耐用年数を 10 年間長持ちさせて、60 年ぐらい延ばそうと。そのための長期修繕計画とか、予防修繕をして長持ちさせる。ここでいっている施設は、昭和 40 年代から 50 年代に一遍につくったものですから、そうは言っても更新期

の山がすごいコブがくるので、改築の試算のときには50年から60年で余裕率というんですかね。長持ちさせるものは長持ちさせて平準化してでも、こういうコブが2つ出たというのが試算結果です。

それから、61ページの10%というのは、仮に10%としたらこのくらいになるということで、秦野市は反対に財政の縮減目標をきちっとやって、それから改築費でやったときに何平米減らさなければいけないから施設をこのくらい減らすという目標をきちっとしました。杉並区はその目標をはっきり示していません。その理由は、やはり悩ましいところなんですけれども、財政削減、縮減ありきの施設再編だということにはしたくなかったんです。あくまでも実効性のある計画をつくりつつ、計画の中には財政効果もきちっと考えつつも、地域、地域できちっと必要なものはきちっと適用していく。その中で効率的な施設建設をやっていこうということです。

ただ、何もないと、前回の考え方をお示ししたときに区民や議会から意見があったのは「区はこれでお金を減らしたいんだろう」という話が先にきてしまうんですね。区立施設というのは区民の皆さんが毎日身近に使っているものですから、総論賛成なんですけれども、実際、自分の使っている施設がなくなると、各論反対になる可能性がある。そこは慎重に基本的な考え方を大所高所から見て、なぜ再編が必要かということをしっかり議論していくために、削減目標ありきというのは今回示していないということでございます。

委員 財政論から入るべきではないというのはまさしくおっしゃるとおりですけれども、そうなりますと、わかりやすい基本方針の目標が逆に見えにくくなってしまうという善し悪しがあると思っております。ここでは面積を仮にという、仮置きの方だと思っておりますけれども、施設再編した後の姿がどうしてもわかりにくいと、どこに向かうのかが見えにくくなってしまふのかなということです。

あと、委員がおっしゃっていた先ほど議論になりました63ページの「財政収支の傾向分析」ですね。保育所などはその典型かと思うんですが、建築費用より維持管理経費の方がはるかに大きいものがある。建てた後の施設管理、ソフト面での施設管理の問題については今回は切り離して考えられているという理解ですけれども、そういったものももちろん必要になってくるでしょうし、複合化を行っていく場合にはそれに応じた組織の体制の検討、いわゆる縦割りを超えたという言い方をしばしばしますが、そういったものもどこかで必要になってくるだろうなということです。

前回、委員がおっしゃっていたと思うんですが、今回、施設再編の対象には道路・橋梁は外されている。とはいえ、前回から大きく変わった基本方針は7地域の継承ですけれども、46地区の基準を転換していく。そうなってくると、いわゆるアクセス道路の整備なども含めた話が施設再編の中で組み合わせられてくるのだと思います。今回は道路は対象になっていませんが、区道の設置のお話がおそらく個々の施設再編の中では必ず入ってくるのであろうと。橋梁は別として、道路を外したことは後々の具体的な施設再編計画の中で、また出てくる話になるのであろうということですね。

企画課長 いろいろご意見ありがとうございます。確かに委員がおっしゃるとおり、そういう大上段に構えた目標がない。何かシンボリックな事業の打ち出しもない。そのために、将来の再編後の姿が見えにくいというのは私どもも実は感じているところではあります。

議論の過程では先に目標を定めるということも考えました。考えましたが、やはりなかなか30年後、40年後の杉並の財政、社会の姿を描き切るのは難しいというか、事実上不可能だろーと思ひまして、わかりやすさが受け入れやすさには必ずしもつながらないというところもありまして、やはりこれは不断の取組として30年を視野に入れつつも、段階を追って少しずつ見せていく。財政の削減についても、いわば進めながら考えることの方が現実的なのではないかということで、現在に至っているところでございます。しかし、ご指摘ごもっともなので、今後、またパブリックコメントの案などをつくっていくときには参考にさせていただきたいと思ひます。

63 ページ、財政収支の傾向分析の表にございますように、確かに改築改修経費よりも維持管理経費の方が相当かさんでおりまして、これをどうしていくかということの方法論の1つとしても再編整備があるわけなんです。その手法として複合化・多機能化をやることによって供用部分の面積が削れて、結果的に維持管理コストが削減できるということもございますし、複合化によって民営化になじむということもあり得ると思ひますね。

例えば高井戸地域区民センターなどは複合施設なんですけれども、それを改築することによって、指定管理者制度によりなじみやすいようにカフェをつくるとか、温水プールもあり、そういう料金を取れる事業でもあるということで、それまでの業務委託から指定管理者制度に舵を切ったという施設もありますので、そういうことも1つの参考にしながら、今後、複合化・多機能化によって時間とコストの削減を図るとともに、民間活力の導入を

図って、維持管理経費を抑えていくこともあわせてやっていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。

一通り伺いましたけれども、今の議論などを伺って、さらに、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

委員 一点だけよろしいですか。これは7地域を軸にしていると思いますが、非常に心配なのは、高齢化したときに高齢者の方が外に出られなくなるので、徒歩5分圏内のかなり細かい地区単位で集会施設のようなものを考えなければいけないだろうと。

そのときに、当然、区がそういった施設を整備するのは難しいと思いますが、今都内は空き家が増えてきたりですとか、民間のもので何か使わないんだけれども、というところもあると思うんですね。大きい7地域という単位、規模感できちんと整備していかなければいけないものと、徒歩5分圏内ぐらいのところのたまり場的な感覚で考えなければいけない施設と、それは必ずしも区が整備する必要はないものもあるかもしれないので、何かその組み合わせのイメージというんでしょうか。つまり、機能をどう確保するかというところの方法論も多様でいいと思いますし、その機能がどういうものかによって規模感も変わってくると思うので、そこを意識してみることが大事ではないかなと思いました。

あとは、児童館と学校の話もあって、これは補助とか何かの関係で、児童館が今なかなか使いづらくて、むしろ学校の方が、というところもあるのかもしれないんですけども、そうすると、私立学校に通っている小・中学生が、区立学校だと何かサービスが使いにくかったりとか、おそらくその地域によっていろんな事情もあったりすると思うので、その機能を区民のニーズに応じてどう確保するかという観点とその施設の整備の感覚というところをうまくすり合わせていただきたいなという印象を持ちました。

会長 大変重要なご意見をいただきました。何かコメントはございますか。

企画課長 非常に重要なご指摘だと思っております。本日も説明させていただいた中で、地域コミュニティ施設という施設を新たに児童館やゆうゆう館を母体にしてつくっていかうと考えていまして、そこがまさに多世代が交流できて、また、会議などでもできる施設というイメージなんです。

その候補として、区民集会所 10 か所、区民会館 3 か所、ゆうゆう館 32 か所、児童館 41 か所、全部足すと多分 85～86 になると思うんですけども、結局、今挙げた施設のうち区民集会所と区民会館は今でも多世代で、どなたでも使える施設なんですけれども、ゆ

うゆう館は 60 歳以上の年齢に限定しています。児童館は 0～18 歳までとその親御さん、乳幼児の親御さんの施設ということで年齢が限定されているがために、例えば高齢者の方の施設は 32 で、46 地区を基準に設置しているわけなんですけれども、32 しかないという言い方もできるわけですね。86 を対象にして再編すれば、半分でも 43 か所、それは 32 よりも多く、41 よりも多いわけで。さらに専用ではない。兼用にすることによって、より多くの方が身近な地域で使えるようになることを目指していきたいと思っています。

これからの時代は、ある特定の年齢層の方だけの施設はなかなか難しいだろうと。多世代に門戸を開くことによって、しかも数をそれなりに地域バランスを考慮して残すことによって、ご不便のないような形で整備していきたいなど。そのときに、確かに民間の施設、例えば集会機能を持った施設であれば町会会館、自治会館で、町会の財産としての集会機能もありますので、そういうものも視野に入れながら地域バランスを図っていけば、非常にバランスよく、民間施設も活用しながら徒歩圏内にそういう施設があまねくあるという状態がつかれるんじゃないかなとは考えているところでございます。

また、空き家の活用などについても、今、区では空き家実態調査をやっていまして、調査結果をどこまでどういう形で活用できるかは未知数なところがありますけれども、一応そういうことも検討の俎上にはのってございます。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員 今、委員が言われたのは結構大事なことだと思っていて、一つポイントがあったのは、それを区が整備するのかということところが重要だったのですが、今の話ではどちらかというと区が頑張らなくてはいけないという話だったんです。少なくとも大規模開発事業者に関しては、例えば一定以上の面積を開発する場合には当然、高齢者も含めて人が入ってくるので、公的な施設を用意しなくてはいけなくなる。そうであれば、何らかの土地の手当てないし箱物の手当てを事業者にも条例で義務づけるという、需要の高い杉並であれば、事業者はそれぐらいやってくれるんじゃないかという気もするんですけれども、そのような手立てとか方途はあるものなんでしょうか。

施設再編・整備担当部長 杉並区にまちづくり条例があるんですけれども、大規模開発をする際には手順を踏んできちっと地域の合意をとって、手続きをしたあと区と打ち合わせをしるという話があって、実際は本当に再開発、マンションが大規模になった場合、保育園の問題だとか、小学校の問題とか、児童館の問題がありますから、それはもう区と

事業者が施設をつくってくれとか、今後どうするのかという話は、各論の話でまちづくり条例の中でやっているのが実情ですね。

委員 区でやっているんですか。

施設再編・整備担当部長 やります。あと、方南町住宅、国家公務員宿舎の跡地を民間が開発するんですけども、そのときにもやはり保育園だとか、集会施設だとか、防災だとか、地域貢献できるように要望して、きちっとやる事業として組み上げています。

会長 ありがとうございます。皆様からご意見をいただきまして、こうやって伺っていくと考え方は非常にわかる部分もあるんですけども、例えばゆうゆう館がどうなるのといったときに、身近な地域でゆうゆう館の機能と役割を継承して、転用・再編整備するんだということで、このQ & Aにもそういったことが書いてあるわけですけども、何かなくなるのかわからないんだかやっぱりよくわからない。

先ほど 委員がご指摘されたように、もう少し細かく高齢者の方がどんな形でこの施設を利用しているのかとか、今ご指摘もありましたように、本当に5分ぐらいで歩いていける身近なところにはどういう施設があって、どういう年齢の方が機能的に使っていただけるのか。それにこの施設再編がどんなふうに寄与するのかといったような説明を是非していただいて、今、この再編の趣旨ですね。これは先ほど 委員からも基本的な考え方をもう少し出すべきだというお話もありましたけれども、基本的にそれが本当に区民の皆さんの生活に資するのかどうかということについて、こうやってお話を伺えばよくわかるんですけども、もう少しわかりやすく、細かく、丁寧に説明していくということでないか、やはり身近な施設ですから非常に大きな不安があると思いますので、その将来像みたいなものを描けるようにということが皆様のご意見であったのではないかなと思います。

それでは、この課題につきましては意見交換はここまでにしたいと思います。

続きまして、使用料等の見直しについて、前回からの修正点について同じように区側から説明をいただき、議論していきたいと思います。

財政課長 素案の概要で、全体を確認しながら変更点等をご説明したいと思います。

最初に、今回の使用料等見直しの考え方の確認でございますが、1 ページの上の枠の中に示しておりますけれども、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していくため、定期的な使用料の見直しが必要だと考えているところでございます。ただ、この間、平成9年度以降、約16年間にわたって杉並区では改定を行ってきておりません。こうし

たことから、今回、見直しを行うものでございます。

見直しを行う使用料等でございます。主に施設使用料とその他の使用料という大きな 2 つの区分がございます。施設使用料の中の一番大きなものは集会施設、体育施設といったものでございます。そうした中で、集会施設の使用料と体育施設の使用料につきましては、平成 24 年度の決算額をもとに、平成 27 年 1 月から使用料を改定するものでございます。

使用料の算定の方法につきましては前回もご説明申し上げましたが、施設に係るすべての経費の中から使用料算定の対象とする経費と対象外とする経費を 1 ページの下に示してございます。

対象としているものは維持管理経費のうちの経常的経費、利用者に直接サービスを提供する直接的な人件費でございます。対象外の経費としているものは、維持管理経費のうちの臨時的経費、小規模修繕などの経費、それと間接人件費、受付の人などの間接人件費と、大きなところでは資本的経費でございます。資本的経費の部分については議論のあるところではございますが、この間対象外経費としてきたところでございます。

区民の方にさらにわかりやすくするために、本体の 32 ページ資料編の中に、例えばこの施設の経費、すべての人件費と減価償却費を加えた場合の使用料はどうなるかというシミュレーションをいたしました。

1 番目が集会施設のケースでございまして、すべての人件費、減価償却費、経費、コストを合わせた計算式でございます。ホールの場合、この「仮想の原価」というのが、シミュレーションをやったすべての経費を入れた場合でございます。1 平米当たりの 1 時間当たりが 35 円 74 銭、今回使用しているのがその下の 16 円 43 銭という形になって、約 2 倍以上になる。集会室についても 2 倍以上になる。体育施設についてもかなり金額が上がっていくという形で、33 ページ、34 ページにかけてご説明をした次第でございます。この部分が記載としても追加させていただいている部分でございます。

概要版に戻りますが、2 ページに、前のご議論いただいた登録団体の取り扱いがございまして。これは集会施設と体育施設について登録団体で申し込んだ方は、利用に当たって 2 分の 1 の減額を受けるというものでございます。この減額制度について、引き続き今回の案でも廃止するというものでございます。ただ、その下の使用時間区分の見直しと改定使用料の段階的措置を新たにとるようにしてございます。集会施設でございまして、使用時間の区分を見直して、左側の現行、午前、午後、夜間の 3 区分を見直し後は 4 区分にする。

使いやすくして、1時間当たりの単価を下げる効果をねらったものでございます。

改定使用料の段階的措置でございます。今回の見直しに当たって、団体利用の方が2分の1から全額を払うようになるので、一番大きな値上がりという形になります。一般利用の方は、平成9年改定時の計算式で新たに計算しても、この間、デフレ等があった関係で、さほど使用料に変化はございませんでした。ただ、2分の1の減額をやめることは、事実上その方々にとっては2倍になるということで、いろいろご意見をいただいた結果、こちらに示しているとおり、第1期、第2期、第3期という形で段階的措置をとっていくものでございます。なお、一般料金の適用の方で引き下げになる方もいらっしゃいますので、それについては当然第1期から適用するという形でございます。

3 ページにその段階的措置の使用料の算出例が右側に出しております。例えば荻窪地域区民センターの第1集会室の場合の午前の使用料でございますが、現行、一般2,500円、登録団体の方は2分の1ですので1,250円となっております。これが一般の方は3,100円、登録団体もなくなりますので3,100円になる。この特に登録団体の1,250円から3,100円、段階的に上げていくということで、第1期は1,800円、第2期、2,400円、第3期、3,100円という形で、2年と3か月をかけて上げていくものでございます。同様に、ホール、体育施設についても段階的措置を講じたという表を3ページに記してございます。

最後に4ページ、体育施設と集会施設以外の施設の使用料等についてでございます。

最初に、学校開放施設の使用料でございます。こちらは区立の小・中学校の放課後や夜間、休日の体育館や教室を利用する場合の施設使用料という形になってございます。現行、5時間以内で夜間料金、昼間料金があったものを改定後は1時間料金という形でございます。こちらでも登録団体は無料でしたが、今回、有料にするものでございます。

学童クラブの利用料につきましては3,000円を4,000円に、有料自転車駐車場使用料につきましては、これは駅周辺の駐輪場のことですが、基本的な部分の1階屋根なし1か月という定期料金を現行1,900円から2,100円に、これに伴って、2階、3階によって料金体系が違いますので、すべてスライド式に改定をしていくものでございます。

放置自転車の撤去手数料、こちらは現行3,000円のを5,000円に引き上げる。

次に、区施設の駐車場の有料化ということで、現在、区役所の本庁舎等3施設で有料化しているところでございますが、新たに4施設を有料化していくものでございます。また、目的外使用施設、こちらは区の事業がなされていない、例えば児童館の休日や夜間などに

その施設を有効的に貸し出すことにした場合に取る使用料でございますが、一般的な施設使用料の2分の1という形になってございますが、こちらも施設使用料の改定に当たって引き上げるものでございます。

改定の内容と前回からの大きな変更点は、段階的措置をとることと使用時間の見直しを行ったことと記述の充実を図ったことでございます。私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

行政管理担当課長 それでは、事務局から 委員のご意見について報告いたします。

自治体が提供するものは何でも無料がよいとする考え方は問題。杉並区の土地は高いので、それに見合った利用料等の試算は必要。使用料等については民間との均衡も考慮すべきで、専門家や第三者組織を設け、客観的に判断した結果を勧告として区が受けとめて決めた方がよいし、説得力が増すと思う。行政の扱うものが市場価格と差が出るものはいかななものかと考える。以上です。

会長 ありがとうございます。 委員からご意見もいただきましたが、いかがでしょうか、皆様からご意見は。

委員 1つは教えていただきたい点と、1つはお話なんです。

先ほどの説明で、維持管理費の一部は総費用から抜いて計算しているじゃないですか。これをお見せするときにはポンチ絵で、総費用の棒グラフみたいなのがあって、そのうちこの部分が入っていません、この部分は入っていますみたいな図柄を少し入れた方が区民の方にはわかりやすいのではないかという気がするので、ご検討いただきたいと思います。これは感じたことです。

もう一つなんですけれども、これは教えていただきたいんですが、学校開放施設使用料は区が徴収して、区の収入になるのか、それとも貸している学校側に施設管理者である校長先生、学校側に入るのか教えていただきたいんです。制度上どうなっているんですか。

財政課長 区の収入になるものでございます。

委員 なぜそれを申し上げたのかというと、今、杉並あたりだと小・中学校にも十分な資金が配分されているのかもしれませんが、もし財政的に不足している部分もあるなら、そういう学校などには、例えば体育館を子どもたちが自分たちできれいに掃除させる。だけれども、そのかわり貸してあげたときには小・中学校にお金が落ちてくるというような仕組みも一瞬考えられるのかなと思ったのです。ただ、今の質問は私が不勉強なところな

ので教えていただきました。ありがとうございました。

会長 一つはご意見ということで、もう少し見やすくした方がいいんじゃないかということですね。ほかにはいかがでしょうか。

委員 前回もご説明いただいたことかと思うんですが、もう一度確認の意味で教えていただきたいと思います。

今回、使用料の改定で大きな影響を受ける登録団体は、自治体として一種経済的な補助、助成をするような団体ではないということによろしいのでしょうか。その線引きは難しいかと思うんですけれども。要するに、ただ何人以上集まって登録するからみんなで使おうねとか、一種のサークル的な団体ということなののでしょうか。

スポーツ振興課長 体育の方の関係で申しますと、仲間をつくってスポーツ振興を図っていただきたいというところで団体を登録していただいております。

委員 集会施設なども同じような感じですかね。もちろん安い方がいいという話はあるんですけれども、民間であればそれが負担できるような方が団体として登録されているということなののでしょうか。

財政課長 そもそも登録団体制度というか、団体の 2 分の 1 の減額制度をしてきた経過から確認したいと思うんですけれども、スポーツの振興であったり、まちづくりの中で地域コミュニティを醸成していく中で、やはり団体活動、それぞれの趣味の活動であっても、団体活動が活性化することは地域コミュニティの形成にとって、また、スポーツ振興にとって有効なことだという位置づけがあって、この間、2 分の 1 の減額をしてきたということでございます。

そうした中、登録団体の減額が全体の 7 割を占めるような状況になってきたと。たとえ有益な活動であっても、7 割に達した中で使用料を 2 分の 1 減額されていて、その分が他の納税者の負担になっているというところの公平性を見ていく必要があるという観点からでございます。

会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

委員 先ほど少し申し上げましたが、来年から消費税が上がる。最終的には 5% 上がるわけなんですけれども、今回の改定、タイミング的には微妙なところで、消費税の改定を見込んでいるものなのかどうかということでございます。つまり、平成 27 年からまた上がるわけですが、またその後すぐに上がるという形で、消費税の増税分が上がるのかどうかと

いうことをお聞きしたいと思います。

使用料算定の対象経費と対象外経費との分け方と、消費税の対象になるかならないのかというのが微妙にずれている。人件費は対象外ですけれども、例えば資本的経費の土地取得経費を除いた部分、大規模修繕費、施設建設費は消費税の課税対象になるということで考えますと、上がりますよと。しかも、さらに2%上がりますよという話になるのかどうか。今回、施設使用料が上がるわけですけれども、杉並区の財政負担はむしろその2%分吸収できずに、税からの負担が逆に増える可能性があると思うんですが、その点が1点。

あと、前回は申し上げたんですが、現状の徴収率、しっかり徴収できていないのに上げますよという話であれば、区民感情としては納得できない部分がありますので、徴収率の情報と、こういった形でしっかり徴収をしていくかということ。例えば同意書を最初からとっていくとか、もしくは支払いのマルチペイメント化、クレジットカードなども含めて、おそらくそういったことをパラレルに進める必要があるんだろうなということが2点目。

あと最後、例えば指定管理者の利用料金制だったり、PFIのコンセッションのように、行政の施設であっても一律に使用料を上げたり、一律に使用料を下げるということではなくて、今回上げる使用料を上限に、施設管理の担い手によっては下げる余地もあるのではないかなと思っているんです。これは一律に、例えば上井草は指定管理者になっていると思うんですが、直営も含めて一律に上げる、下げるという話として理解していいのかどうかということです。

財政課長 まず、消費税なんですけれども、使用料も当然内税で入っておりますので、これの対応という形になってくるわけですけれども、この間、区では16年間使用料を改定してこなかった経過がございます。今後はおおむね3年ごとに見直していこうという考え方をとっておりますので、次の見直しの際にその消費税の影響がこの率にどのくらい与えるかというところでその金額は判断していく必要があるかなということでございます。

確かに個々の経費には消費税が上がった分、影響を与えていくわけですけれども、トータルで計算してみた結果どうなるかという点を見極める必要がある。そのかわり、16年間やってこなかったようなことではなくて、定期的いきちと計算をやっていく必要はあると認識しているということでございます。

それから、徴収率の話ですが、施設使用料に関しましては、前払いですので、徴収漏れというのは基本的には生じません。ただ、区には使用料の中にほかの徴収するものに確か

に委員がおっしゃるように取れないもの、取りにくいものがあったりしております。そういう意味では、徴収に対する対策を現在検討会を設けて考えておりますので、それはしっかりとバランスをとって、不公平感がないようにしていきたいと考えております。

指定管理者とPFIでございますが、PFIに関しましては、例えば杉並公会堂のPFIの方式につきましては、料金設定については基本的にPFI事業者に委ねられております。上井草の指定管理の部分につきましては、料金については区の設定したものを使っていると。指定管理で収入を得た分、こちら側から指定管理料として払うものと相殺をしている形でございます。事業者の意欲をかきたてるような仕組みは常に考えていかなければいけないとは考えておりますが、現状では今ご説明したとおりでございます。

地域課長 徴収率の関係で若干補足ですけれども、集会施設につきましては当日払う方がほとんどです。そういう面で行くと、事前に予約をしていたが当日キャンセルといった場合は、区の財政に穴があくということもございますので、その部分については、体育施設も同様ですけれども、当分施設を借りることができないという形でのペナルティ制度を設けているところでございます。

会長 いかがでしょうか。 **委員**、何かございますか。

委員 特に結構です。

会長 委員はいかがでしょう。

委員 これは、基本的にはこの施設を使えるのは区内在住・在勤・在学ということなんでしょう。

地域課長 集会施設、体育施設同様ですけれども、基本は区内在住・在学・在勤なんですけれども、やはり有効利用というところで、若干申し込みに差はあるんですけれども、区外の方も、区民申し込みの後から空き利用で申し込むことは可能でございます。

委員 その場合に、区外の方の料金との差別化は問題にはならなかったんですか。

地域課長 問題にはならなかったというより、要は区内の方を優先にして、残ったところに関しては財政的な部分で、有効利用という観点で区外の方も借りられますよということで、基本的には同額という形にさせていただいているところでございます。

委員 そのときに今回対象外の経費としている分の一部分についても、例えば区外の方の場合にちょっと料金に乗せるという考え方もあるのかもしれないなと思ったりもするんですけれども、そこは余り議論にはならなかった……。逆に事務手続き上複雑になって

しまうとか、何かそういうご判断があったんでしょうか。

会長 議論があったかどうか、いかがでしょう。

財政課長 そういうご意見も確かにあろうかと思えますし、隣接では武蔵野市が体育施設について住民と住民以外の方と区別しているということで、そういうご意見も今回いただいたところでございます。

ただ、同時に、杉並区民の方も練馬区の施設も使っていますし、世田谷区の施設も使っているということで、そこはどう考えるかという点で、今回に関してはそういう料金設定はしていないと。ただ、先ほど地域課長からも申し上げたとおり、区民の方には優先的な申し込みの権利がありますので、先日もご意見をいただいたとおり、優先権の方が実態面としてかなり公共施設を利用される方には大きな意味があると考えております。

会長 ほかの市や区も差別化はしていないということですか。

財政課長 しているところもあります。

委員 今の観点で、例えば相互利用協定などを結んでいる事例はあるんでしょうか。それは前回の施設再編との話ともちょっとかかわってくると思うんですけども。

施設再編・整備担当部長 特にはないですね。ただ、今回、再編の中では、国とも、広域的な自治体間の施設も使い合った方が有効的になりますので、その視野は今後持っていきたいなど。

会長 なるほど。ありがとうございます。

先ほど 16 年間上げていないということで、大分我慢されたのかもしれませんが。区民への説明ということですけども、他の区の料金などと比較して、どのぐらいの水準にあるのかという資料とか、あるいは今のお話のように、杉並区ではこういった理由で差別化していないとか。実際、登録団体の方々が一番負担が増えると思うんですけども、反応、ご意見みたいなものがあればお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

スポーツ振興課長 体育施設のお話ししますと、登録団体に関しては体育協会やスポーツ・レクリエーション協会所属団体にはもうご説明をしています。ただ、その際、やはり 2 分の 1 からいきなり上がるのは困るというような多少の意見はございました。ただ、それが動きとなって区の方に来ているかという、まだそこまではないです。

2 分の 1 の登録を認めている区は、今現在、杉並区と目黒区だけなんです。この 2 区しかございませんので。細かい話になりますが、団体への説明の際に、渋谷区は無料だとい

うご指摘がありました。それは体育施設ではなくて区民集会所だったので、体育施設に関しての2分の1の登録は目黒区だけだということです。それから、3割とか4割の減免というところもありますけれども、23区でも5区ぐらいしかないんですね。

一方、登録団体として育成をしているのは、ほとんどの区は全部登録団体は認めています。ただ、そういう中で優先的な利用とか、有利な状況を図っているということと、体育団体の登録で見ると、杉並区は23区中圧倒的に多いです。ですから、その実態が7割ぐらまで使われているということでございます。そういう意味で、他区との比較はデータ上持っています、説明会でもそういうお話しはしています。

会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、何かよろしいでしょうか。

委員 これ(資料30を示し)って新しいバージョンですよ。誤字脱字が直っていると思うので。それはバージョン2と書いておかないと、前のものとまじってしまうんじゃないですか。一番裏、「使用料等」の「料」が入っているとか。僕がもらった方は「料」が入っていなかったんで、多分これはバージョン2です。

誤字脱字が心配なんですけれども、これの2ページ目の4つめに「0歳から18歳までの児童」と書いてあるんです。18歳を児童と言わない気がするんですけれども、なぜ「0歳から18歳までの児童」となっているのか、お答えいただきたい。

もう一つは、(資料26を示し)第2章の8番目は基本的な考え方に入れるには少し重さが違うんじゃないかと思うんですね。7番目の1つの手段として国有地とのバスターも考えていますよというのはすごく有益なんですけど、7と8は通常セットにすべきじゃないかという気がします。

財政課長 相手方にはわからないんですけれども、こちら側(資料30を示し)では明確にここが3行なのと、ここが4行なので、ここがちょっと違っていています。というのは、ここは最初と違って、区政資料室などでもご覧いただけるように増えたということで、ここが変わっています。確かに誤字の部分直したということでございます。ここは「料」が抜けているんです。すみません。

会長 もう一つの「児童」について。

児童青少年課長 ここに関して0~18歳というのは、児童館が対象としている児童厚生施設という法律上の位置づけで出しているものです。その意味で「児童」と使わせていただいています。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 おそらくこの改定料金を決めるに当たって、現場の利用実態ですとか、相当精査して議論した上でつくられていると思うので、私がこんなことを申し上げるのは大変おこがましいかもしれないんですけども、実際に低所得者対策という観点から、例えばさっき学童のところは減免が入っていますけれども、この負担が上がるということに対して、これはある程度許容できるという判断をどういうふうにしたのか。

ゆうゆう館の使用料なども、年金生活者の方たちのグループとか何かでこうした負担に関して、これは可能じゃないかというご判断がされたのかとか、そのあたりのところ、多分区民の方に対するご説明のところも含めて相当内部では議論されたのだと思うんですけども、ちょっとそれが資料から見えづらかったので、教えていただければと思います。

財政課長 まず、高齢者が使うという形でのゆうゆう館であれば、それは目的内施設ですので無料であり、それぞれの施設の目的内のものとそうではないところがあるということが1点ございます。できるだけ学童クラブのように、考えて配慮してきたところがございます。

委員 先ほどそうした施設を区内の多世代にわたって使えるように再編をするという施設自体の話がありましたけれども、そこは再編しながらも、ある程度利用料に関してはこの仕組みとうまく組み合わせるということを考えておられるんですか。

施設再編・整備担当部長 正直いってこれからですけども、ただ、これまでもゆうゆう館は、目的外以外は基本的に無料なんですね。児童館も子どもたちは無料ですから。ただ、複合化するというのは、使用料をあてにして複合化するのではなくて、維持管理建設費を軽減するためですので、今のところ使用料の視点までを再編とリンクするということまではまだ検討がいない状況でございます。

会長 でも、これを具体的にやっていくとなると、考えなくてはいけないことですよ。ありがとうございます。おおむね予定していた8時になりましたけれども、どうしても何かまだご発言ということがあれば伺いますが、いかがでしょうか。

それでは、本日の意見交換につきましてはこれまでにしたいと思います。それでは、事務局の方から、今後のスケジュールなど連絡事項がございましたらいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

行政管理担当課長 それでは最後に、本日いろいろご意見を頂戴しました2つの課題

のうち、施設再編整備計画につきましてはこれまで区議会をはじめとする区民の皆様から様々な形でいただいたご意見等を反映いたしまして、素案に修正を加えて、1月下旬からパブリックコメント、区民意見の提出手続きを実施する予定でございます。

なお、本懇談会の次回の開催日につきましては、今後、会長と調整の上でまたご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきまして、こういった非常に重要な問題ですので、区側におかれましても丁寧な住民説明等をよろしくお願いいたします。本日のご意見もいろいろ勘案いただいて、この政策の立案にお役立ていただければと思っております。

本日の懇談会はこれで終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。